

事 務 連 絡

平成24年6月25日

各都道府県・指定都市・中核市 民生主管課

(社会福祉法人指導監査担当)

御中

各地方厚生局 社会福祉法人指導監査担当

厚生労働省社会・援護局

福祉基盤課法人指導監査係

社会福祉法人の権限移譲に係るQ & Aについて

昨年度、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)が公布されたところです。

これに伴い、社会福祉法が改正され、現在、都道府県知事が処理している社会福祉法人に関する定款の認可、報告の徴収及び検査、業務停止命令等並びに解散命令については、主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であってその行う事業が当該市の区域を越えないものに限って、平成25年4月からすべての市へ権限を移譲する予定です。

については、所轄庁の判断基準について、別紙のとおりQ & Aを作成したので、ご了知いただくとともに、管内社会福祉法人及び都道府県におかれましては一般市へ周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後必要に応じて、Q & Aを追加する予定であることを申し添えます。

一般市への権限移譲に関するQ & A

(問1)

改正後社会福祉法第30条に「その行う事業が当該市の区域を越えないもの」とあるが、具体的にはどのように判断すればよいのか。

(答)

基本的な考え方としては、社会福祉施設経営を行う事業の場合、施設の所在地が当該市の区域内にあるか否かで判断する。それ以外の各種居宅介護等事業、相談事業等についても、これに準じ、事業所の所在地で判断されたい。

したがって、事業の範囲が当該市の区域を越えるというだけでは都道府県知事が所轄庁とはならず、施設や事業所が2以上の市町村の区域に所在している場合に都道府県知事が所轄庁となる。

ただし、社会福祉法第2条第3項第13号に定める連絡又は助成事業については、各社会福祉事業に関し、連絡又は助成を行うものであるという事業の性格に鑑み、当該「連絡」又は「助成」の趣旨、目的、範囲等により判断されたい。

(問2)

日常生活自立支援事業で基幹的社会福祉協議会として複数の市町村区域を担当している社会福祉協議会の所轄庁は従来どおり都道府県知事となるのか。

(答)

市町村社会福祉協議会は、1つの市町村の区域内において事業を行われているが、日常生活自立支援事業における基幹的社会福祉協議会としての立場を有する場合は、複数市町村の区域を担当することとなる。このような場合においても、事業所が1つの市の区域にのみ所在するのであれば、当該所在地の市長が所轄庁となる。

(問3)

都道府県社会福祉協議会の所轄庁は従来どおり都道府県知事となるのか。

(答)

都道府県社会福祉協議会が行う事業として、社会福祉法第2条第3項第13号に定める事業に該当する「市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整」があり、その事業の範囲が都道府県内全域に及ぶため、所轄庁は都道府県知事となる。

(問4)

改正後社会福祉法第30条の「事業」とは、社会福祉事業を指すのか。

(答)

社会福祉事業のみならず、公益事業及び収益事業も含む。

(問5)

平成25年4月以降、厚生労働大臣又は地方厚生局が所轄庁である社会福祉法人であって主たる事務所の所在地が一般市である社会福祉法人の定款変更申請はどのように行うのか。

(答)

従来どおり、社会福祉法第43条第2項に基づき、当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣又は地方厚生局長に提出することとなる。